

## 公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第19条の5第1項の規定に基づき、行政処分（措置命令）を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和5年8月15日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 被命令者（1法人2個人）

- (1) 有限会社エコテック 取締役 高山 陽美
- (2) 高山 和仁
- (3) 高山 陽美

### 2 措置命令の内容

#### (1) 命令A

有限会社エコテック（福岡県嘉麻市下山田135番地の16）の敷地内（福岡県嘉麻市大隈字百谷11番25、11番28及び11番115並びに11番29の一部。以下同じ。）の産業廃棄物のうち、別添図面における区画Aの産業廃棄物を全量撤去し、適正に処理すること。

#### (2) 命令B

有限会社エコテックの敷地内の産業廃棄物のうち、別添図面における区画Bの産業廃棄物を全量撤去し、適正に処理すること。

なお、区画B中のダイオキシン類の分析未実施区画については、事前に分析を行うこと。

（「別添図面」は省略し、その図面を福岡県環境部監視指導課に備え置いて縦覧に供する。）

### 3 措置命令書交付日

令和5年7月20日及び21日

### 4 履行期限等

#### (1) 命令Aについて

ア 着手期限

令和5年9月30日

イ 履行期限

令和5年11月30日

(2) 命令Bについて

ア 着手期限

令和5年11月30日

イ 最終履行期限

令和7年5月31日

ウ 中間履行期限

下表第1欄に掲げる各期日までに、下表第2欄に掲げる累積数量を撤去すること。

第1欄	令和6年 2月29日	令和6年 5月31日	令和6年 8月31日	令和6年 11月30日	令和7年 2月28日
第2欄	5,508t	11,016t	16,524t	22,032t	27,540t

(3) 措置計画書の提出

上記1の命令A及び命令Bに係る措置を講ずるに当たっては、措置計画書を提出し、命令A及び命令Bの各着手期限までに本職の確認を受けること。

なお、命令A及び命令Bの各着手期限までに、講ずべき措置に着手することができない場合は、その旨を書面にて提出すること。

また、命令A及び命令Bの各着手期限までに措置計画書の提出がない場合は、本措置命令を履行する意思がなく、措置命令を履行する見込みがないものと判断することを申し添える。

5 処分の理由

(1) 有限会社エコテックは、同社の敷地内において法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の保管を行い、現在も当該行為を継続している。

(2) このため、当該産業廃棄物の飛散・流出、火災発生、水質汚濁及び崩落による生活環境保全上の支障が生ずるおそれがあると認められる。

(3) したがって、法第19条の5第1項に規定する措置命令の要件に該当する。

1(2)の者については、業務を執行する取締役であったこと、(3)の者については、取

締役の地位にあり、また政令使用人の地位を有していたことから、法第19条の5第1項第1号に該当する者として、措置を講ずべきことを命ずるものである。